

ガス及び水道本支管に係る施設設置基準

新設することとなるガス及び水道本支管に係る施設の基準を次のとおり定める。
ただし、管理者が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

1 ガス

(1) 本支管の口径

原則として、呼び径 50 ミリメートル以上とする。

ただし、最高使用圧力が 0.1 メガパスカル以上となるガスを通ずる本支管の口径は呼び径 100 ミリメートル以上とする。

(2) 整圧器の口径

呼び径 50 ミリメートル以上とする。

(3) 供給管の口径

呼び径 30 ミリメートル以上とする。

(4) 水取器

ガス本支管の管路に著しい高低差が生じる箇所には、その最低部に管路に進入した水を取水することのできる水取器を設置すること。

2 水道

(1) 水道本支管の口径

原則として、呼び径 75 ミリメートル以上とする。

ただし、次の各号のすべてに該当する場合は呼び径 50 ミリメートルとすることができる。

- ① 本支管を新設することとなる道路で、その終点において建築物を建築する予定がある等の事由により将来、延長されることのない形状の行き止まり道路であること。
- ② 新設する本支管の延長が 60 メートル以下であること。
- ③ 新設する本支管から分岐して水を使用するものの数が 10 件以下であること。

(2) 給水管の口径

呼び径 25 ミリメートル以上とする。

(3) 仕切弁

水道本支管の管路の分岐部、交差部及び水管橋並びに伏越部の両端には、水流を遮断することのできる仕切弁を設置すること。

(4) 消火栓

① 施設場所

消火栓の必要性及び必要となった場合の施設場所については、所轄消防局と協議すること。

② 単口消火栓

単口消火栓を施設することのできる本支管の口径は、呼び径 1 5 0 ミリメートル以上とする。

ただし、水理計算の結果、配水に支障のないと判断される場合は呼び径 7 5 ミリメートル以上とすることができる。

③ 双口消火栓

双口消火栓を施設することのできる本支管の口径は、呼び径 3 0 0 ミリメートル以上とする。

ただし、水理計算の結果、配水に支障のないと判断される場合は呼び径 2 0 0 ミリメートルとすることができる。

(5) 排水設備

水道本支管の管路の端部となる箇所には、排水設備を設置すること。

(6) 空気弁

水道本支管の管路に著しい高低差が生じる箇所には、その最高部に空気弁を設置すること。

ただし、この空気弁を設置しようとする箇所に単口消火栓が必要な場合は、それらの機能を有する空気弁付消火栓を設置することができるものとする。

3 その他

この基準に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めるガス施設及び水道施設の維持及び管理等に要する設備を設置すること。

附 則

この基準は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。